

令和3年度柴田町障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和3年5月10日策定

1 趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立の促進に資するため、柴田町が障害者施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この方針について使用する用語は、法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

この方針は、柴田町の全組織における物品等の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本町において調達の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等
 - ア 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 就労継続支援A型・B型事業所
 - エ 生活介護事業所
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 「障害者基本法」に基づき国及び地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模作業所

5 調達する物品等

町が調達する物品等の対象品目は、障害者就労施設等が受注することが可能な物品や役務とする。

6 物品等の調達目標

物品及び役務のそれぞれについて、障害者就労施設等から調達した前年度の実績額を上回ることを目標とする。

7 調達推進方法

(1) 基本的な考え方

ア 全庁的な取組の推進

障害者の自立に資するため、全庁において、可能な限り幅広い分野からの調達に努める。

イ 他の施策等との調和等

調達に関するほかの施策等との調和を図るとともに、予算の適正な執行等に努める。

(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達

ア 調達の推進に必要な情報の提供

障害者就労施設等が供給できる物品等の情報について、定期的に収集を行い、庁内での情報共有に努める。

イ 随意契約による調達の活用

障害者就労施設等からの物品等の調達において、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の活用を努める。

ウ 障害者就労施設等への配慮

物品等の調達に当たっては、障害者就労施設等に対し、調達内容の仕様を明確にし、適切な納期の設定等に努める。

エ 障害者就労施設等への支援

障害者就労施設等に対して、物品等の質の確保や供給できる品目の拡大等、調達に向けた適切な情報提供に努める。

8 調達実績の公表

調達方針に基づき調達した物品等の調達実績について、年度終了後、概要を取りまとめ、公表するものとする。